とユーマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム 株式会社ヒューマン・プライム 東京都中央区日本橋人形町 I-18-9 AT ビル 5F 〒103-0013 TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052 MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

一般教育訓練の教育訓練給付金の概要

雇用保険の教育訓練給付金制度には、働く人の主体的な能力開発の取組を支援する「一般教育訓練に関する教育訓練給付金」があります。申請するには、そ厚生労働省が指定する訓練や講座を受講し、修了した場合に給付金を受給できます。



1. 給付金を受給できる対象講座は?

インターネットで「厚生労働大臣教育訓練講座検索システム」と検索し、「講座を探したい」をクリックすると、対象講座が簡単に閲覧できます。(https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SSR/SSR101Scr01S/SSR101Scr01SInit.form)

たとえば東京都内の英会話スクールを探す場合、「分野・資格名から検索」⇒「通学(昼間)」⇒「東京都」⇒「一般教育訓練」の順で進めると、対象となる資格・講座のリストが表示されます。その後、事務関係の「TOEIC」にチェックをいれて検索すると、目的の英会話スクール名のリストを見ることができます。

2. 支給対象者は?

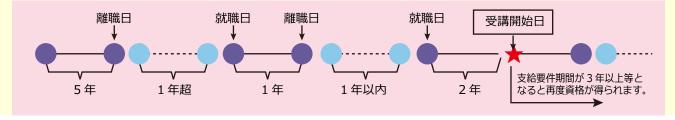
次の

●又は

②のいずれかに該当する方で、厚生労働省が指定する一般教育訓練を修了した方となります。

- 雇用保険の被保険者:受講開始日(通信制の場合は教材の発送日)において雇用保険の被保険者である方のうち、*支給要件期間が3年以上ある方
- ② 雇用保険の被保険者であった方: 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日 (離職日の翌日)以降、受講開始日までが | 年以内であり、かつ★支給要件期間が3年以上ある方※妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由で30日以上教育訓練の受講を開始できない場合はハローワークに申し出ることにより受講開始日までの期間を延長できます。
- ※①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付金を受けようとする方は*支給要件期間が1年以上あれば可能になっています。 ※過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、過去の受講開始日以降の*支給要件期間が3年以上にならないと新たに 教育訓練給付金を受給することができません。

同一の企業で、雇用保険の被保険者等(一般被保険者、高年齢被保険者又は短期特例被保険者)として雇用されていた期間をいいます。また、他の企業で雇用されていた期間があり、空白期間が | 年以内の場合は2つ期間を通算できます。例えば、下の図の場合、支給要件期間は2年と | 年を通算して3年となります。



3. 支給額は?

★支給要件期間とは

一般教育訓練を受けて修了した場合、支払った入学料及び受講料 (最大 I 年分)(※検定の受験料等は対象外)の 20% 相当額 がハローワークより支給されます。ただし、最大 I 0 万円までで、4 千円以下は支給されません。 I 年間英会話スクールに通うな どして受講費が数十万円かかる場合等は、かなりメリットがあると思います。

※詳細はハローワークインターネットサービスの「一般教育訓練給付金の支給申請手続について」をご参照ください。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。 12.03-5695-7700